

岩手県告示第618号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年7月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
医療法人慎仁会さとう消化器科内科クリニック	花巻市石鳥谷町好地第16地割9番地5	平成22年4月1日
ながね歯科医院	遠野市松崎町白岩15地割33番地1	平成22年4月16日
北上市夜間臨時診療所	北上市芳町2番8号	平成22年5月1日